

伊丹市野良猫衛生対策事業講習会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、伊丹市野良猫衛生対策事業講習会（以下「講習会」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(講習会)

第2条 講習会は、別表1に掲げる内容とする。

(開催)

第3条 講習会は、必要に応じて伊丹市が開催する。

(講習会の受講)

第4条 講習会を受講した者は、伊丹市野良猫衛生対策事業講習会受講報告書（様式第1号）を提出するものとする。

(受講済証)

第5条 市長は、前条の報告書を提出したものに対し、様式第2号で定める野良猫衛生対策事業講習会受講済証（以下、「受講済証」という。）を交付する。

2 受講済証の有効期間は、令和10年5月末日までとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年7月10日から施行する。ただし、平成29年度に交付した受講済証の有効期間は、平成31年5月末日までとする。

付 則

この要領は、令和4年3月25日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の伊丹市野良猫衛生対策事業講習会実施要領第5条第2項の規定は、この要領の施行の日以後に交付した受講済証について適用し、同日前に交付した受講済証については、なお従前の例による。

別表 1 （第 2 条関係）

講習内容
野良猫衛生問題の現状等について
飼い猫問題の現状等について
市補助金の趣旨・制度・注意点等について

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

伊丹市長 様

伊丹市野良猫衛生対策事業講習会受講報告書

伊丹市野良猫衛生対策事業講習会を受講し，市の施策、補助金の趣旨・制度・注意点等について理解しました。

記

氏 名	住 所
(フリガナ)	〒 ー
生年月日	電話番号
年 月 日	

様式第2号（第5条関係）

野良猫衛生対策事業講習会受講済証 次の者は「伊丹市野良猫衛生対策事業講習会実施要領」で規定する講習会を受講したことを証します。 受講済証番号 No. _____ 年 月 日 伊丹市長 令和 10年 5月末日まで有効	
氏 名	

（表面）

（注意事項） 1 この受講済証は、野良猫衛生対策事業補助金を交付するための証であり、野良猫にえさを与えるための許可証ではありません。 2 この受講済証を紛失した場合は、伊丹市生活環境課までご連絡ください。 伊丹市生活環境課 TEL072-781-5371
--

（裏面）